

豊見城市にお住まいの方へ

令和元年10月1日から

幼児教育・保育の利用料が**無償化**されました。

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、
子育てのための施設等利用給付認定を受ける必要があります。

対象者・保育料（利用料）

満3歳から5歳児（小学校就学前）までの全ての子どもたちの保育料（利用料）が月額2万5,700円を上限に無償化されます。

- 教材料費、食材料費、通園送迎費、行事費などは無償化の対象外となり、これまでどおり保護者負担となります。
- 入園初年度に限り、入園料も月額に換算して無償化の対象となります。（月の保育料と月額換算した入園料を合計して、月額2万5,700円までが対象です。）

預かり保育を利用する場合

保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児までの子どもの利用料が日額上限450円×利用日数を上限に無償化されます。

（※おやつ代等は無償化対象外です。）

※満3歳については、保育の必要性の認定を受けた**住民税非課税世帯**の子どもを対象に、日額上限450円×利用日数を上限に無償化されます。

（算定例）

支払った金額 a	利用日数 b	上限額 c=b×450円	無償化対象額 d=aとcの低い方	実費負担額 a-d
8,000円	20日	9,000円	8,000円	0円
10,000円	20日	9,000円	9,000円	1,000円